

○国土交通省告示第171号

令和二年国土交通省告示第171号の規定に基づき、燃料サーチャージの算出方法を次のとおり定める。此の旨を、ここに示す。

令和五年三月一日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

燃料サーチャージの算出方法等

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格：100.0円 ※

改定の刻み幅：5.0円

改定条件：改定の刻み幅5.0円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。  
廃止条件：軽油価格が100.0円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：(距離制運賃)

$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

(時間制運賃)

$$\text{平均走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調整している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～	100.00 円	廃止
100.00 超 ～	105.00 円	2.5 円
105.00 超 ～	110.00 円	7.5 円
110.00 超 ～	115.00 円	12.5 円
115.00 超 ～	120.00 円	17.5 円
120.00 超 ～	125.00 円	22.5 円
125.00 超 ～	130.00 円	27.5 円
130.00 超 ～	135.00 円	32.5 円
135.00 超 ～	140.00 円	37.5 円
140.00 超 ～	145.00 円	42.5 円
145.00 超 ～	150.00 円	47.5 円
150.00 超 ～	155.00 円	52.5 円
155.00 超 ～	160.00 円	57.5 円
160.00 超 ～	165.00 円	62.5 円
165.00 超 ～	170.00 円	67.5 円
170.00 超 ～	175.00 円	72.5 円
175.00 超 ～	180.00 円	77.5 円
180.00 超 ～	185.00 円	82.5 円

※代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。

※上昇額は、(代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が185.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.0円/Lの幅で代表価格及び上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車 (2tクラス)	○○km/L
中型車 (4tクラス)	○○km/L
大型車 (10tクラス)	○○km/L
トレーラー (20tクラス)	○○km/L

※○○は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2tクラス）	100km	50km
中型車（4tクラス）	130km	60km
大型車（10tクラス）	130km	60km
トレーラー（20tクラス）	130km	60km

5. 端数処理  
端数処理として、円単位に小数を切り上げる。